

「奄美・沖縄」観光・交流連携体制構築事業  
メディア等を活用した情報発信及び  
周遊モデルルート策定業務  
企画公募型コンペティション 応募要綱

令和元年 7 月  
鹿児島県・沖縄県

## 1. 趣旨

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の令和2年（2020年）夏の世界自然遺産登録を目指して、鹿児島県・沖縄県は両県一体となってプロモーションを実施している。

自然資源の保全と持続的利用を考慮しつつ、鹿児島県・沖縄県両県の連携を促進することによって、域外からの観光客の一層の誘致を行い、両地域の観光振興を促進する「奄美・沖縄」観光・交流連携体制構築事業を展開することを目的に「公募型コンペティション」により企画提案を募集し、総合的な評価に基づき、受託事業者を選定する。

なお、本業務は、鹿児島県が観光かごしま大キャンペーン推進協議会（事務局：公益社団法人鹿児島県観光連盟）（以下、「K.P.V.B」という。）に、沖縄県が一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）にそれぞれ委託して共同で取組む『「奄美・沖縄」観光・交流連携体制構築事業』により実施するものとする。

## 2. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：メディア等を活用した情報発信及び周遊モデルルート策定業務
- (2) 契約期間：契約締結日の日から令和2年3月4日(水)まで
- (3) 業務概要：別添『「奄美・沖縄」観光・交流連携体制構築事業 メディア等を活用した情報発信及び周遊モデルルート策定業務企画公募型コンペティション仕様書（以下「仕様書」という。）』参照
- (4) 委託予算規模：8,000千円（消費税及び地方消費税含む）  
ただし当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。※契約期間中途において消費税の率が改定された場合でも、上記予算額は変更しないものとする。

## 3. 連絡先

<鹿児島県における連絡先>

観光かごしま大キャンペーン推進協議会（事務局：公益社団法人鹿児島県観光連盟）

国内誘致部 担当：青木、日高

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館内

TEL：099-223-5771 FAX：099-225-7484

E-mail：s.aoki@kagoshima-kankou.com

<沖縄県における連絡先>

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 国内プロモーション課 担当：森田、川平

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階

TEL：098-859-6125 FAX：098-859-6222 E-mail：kokunai\_rosen@ocvb.or.jp

#### 4. 応募資格

(1) 企画提案の参加資格は、次の要件を満たす企業又は団体とする。

①地方自治施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと

②役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」とする）。

③暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

④鹿児島県内又は沖縄県内に本社、支社又は営業所を有すること。

⑤本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

⑥複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定しており、かつ当該幹事企業が④の条件を満たしていること。

⑦鹿児島県又は沖縄県より指名停止措置を受けていないこと。

(2) 応募にあたっては、以下に留意すること。

①1社又は1コンソーシアムにつき1提案の応募とすること。

②一つの企業が複数のコンソーシアムを通じて二つ以上の提案をすることは出来ないものとする。

#### 5. 手続き及びスケジュール

応募者は、本社が所在する県の窓口へ必要書類を提出すること。ただし、鹿児島県及び沖縄県のいずれにも本社が所在しない場合、窓口の選定は応募者の任意とする。

(1) 応募に係る資料の配布及び場所

配布期間：令和元年7月12日(金)から令和元年7月30日(火)12:00まで

配布場所：公式Webサイトに資料掲載

<鹿児島県>公益社団法人鹿児島県観光連盟

<http://www.kagoshima-kankou.com/news/>

<沖縄県>一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

<http://www.ocvb.or.jp/>（新着情報、公募）

(1) 応募説明会

申込期限：令和元年7月19日(金)17:00まで

申込方法：所定の様式(様式1)に必要事項を記入の上、FAX又はE-mailにて提出

申込先：「3.連絡先」参照

<鹿児島県>

日程：令和元年7月22日(月) 10:30~11:30 (受付10:15から)

会場：鹿児島県産業会館7階会議室

住所：鹿児島県鹿児島市名山町9-1

地図：<http://sangyoukaikan.ec-net.jp/>

会場スペースの関係上、なるべく各社1名での参加をお願いします。

<沖縄県>

日程：令和元年7月22日(月) 10:30～11:30 (受付 10:15 から)

会場：沖縄産業支援センター2階 203 会議室

住所：沖縄県那覇市字小禄 1831-1

地図：<http://www.okinawa-sangyoushien.co.jp/>

会場スペースの関係上、なるべく各社1名での参加をお願いします。

(2) 企画参加申込

申込期間：令和元年7月12日(金)から令和元年7月30日(火)12:00まで

申込方法：所定の様式(様式2)に必要事項を記入の上、原本を郵送又は持参

申 込 先：「3.連絡先」参照

※申し込み後に辞退する場合は、参加辞退書(様式6)を提出すること

(3) 応募に係る質問受付及び回答

受付期限：令和元年7月25日(木) 12:00まで

質問は所定の様式(様式3)に記載の上 E-mail での受付とし、電話等その他の方法で受け付けない。

提 出 先：「3.連絡先」参照

質問回答：全参加申込者へメールにて回答

(4) 応募書類の提出方法及び提出期限

提出方法：「8. 応募書類等」に定める書類を郵送又は持参

提 出 先：「3.連絡先」参照

提出期限：令和元年8月8日(木) 12:00まで

(5) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日 K.P.V.B 及び OCVB より疑義照会を行うことがある。

(6) 応募書類の審査及び結果の通知

「7. 審査」にて定めるとおり。

(7) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、K.P.V.B と OCVB が作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で「委託仕様書」と委託額を決定し、契約を締結する。

ただし、K.P.V.B と OCVB と契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

## 6. 再委託

本事業を実施するにあたっては、K.P.V.B と OCVB の承認なくして、委託業務の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託という。」)してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要綱「4. 応募資格」の規定を準用するものとする。

## 7. 審査

### (1) 応募書類の審査

①提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、鹿児島県3社、沖縄県3社の上位6社程度を選出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある

②最終審査はプレゼンテーションによる審査を行う。最終審査会については、メールにて1次審査通過者に対して通知することとし、公開しない。最終審査会の通知を受けた事業者は各社の責任の下、通知を受けた報告をメールにてK.P.V.Bと又はOCVBへ行うこと。なお、1次審査・最終審査の内容についての問合せには対応しない。下記日程については予定とし調整の過程で変更になる可能性がある。

【1次審査会】令和元年8月16日（金）

【最終審査会】令和元年8月23日（金）

③最終審査の実施場所は沖縄県（沖縄産業支援センターを予定）とする。

※渡航費用は自己負担とする。

### (2) 審査結果の通知

最終審査結果は、令和元年9月2日（月）までに通知するものとする。

## 8. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下のとおりとし、(1)～(4)については、会社名、個人名が記載されクリップ止めしたものを各8部提出すること。

### (1) 会社概要（パンフレット等）

コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。なお、会社概要資料の添付は1部のみでよい。

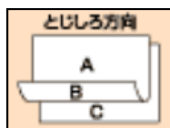
### (2) 類似案件の実績表（様式4）

構成企業別に過去5年以内に行われた全ての類似案件実績を示すこと。

### (3) 企画提案書・提案概要書

- ・仕様書に基づき「企画提案書」及び、企画提案書の内容をA4 1枚にまとめた「提案概要書」を提出すること。
- ・提案書には、要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。
- ・それぞれサイズはA4 横置き・長辺綴じ・両面印刷の場合は縦開きとし、明瞭簡潔に示すこと。（下図参照）
- ・提案書は両面印刷で20ページ以内に納めること。（表紙、目次、見積りを含まない）
- ・提出する全ての書類は2穴パンチをあげ、カバーはつけないこと。
- ・企画提案書、提案概要書及び見積りは、鹿児島県もしくは沖縄県どちらかの所定のメールアドレスへPDFでの提出も行うこと。

※綴じ方例



(4) 予算見積書

- ・委託業務に係る広報宣伝費、人件費等について、所要経費を見積もること。
- ・金額の単位は円。
- ・合計金額には消費税を含むものとし、委託業務の総経費に係る消費税については1円未満の端数がある場合、切り捨てて計算することとする。
- ・企画費、人件費など、自社内の経費として、外注先との領収書等が発生しないものについては、精算の際、原則として見積時の積算を超えることは出来ないものとする。

9. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。

以上

「奄美・沖縄」観光・交流連携体制構築事業  
メディア等を活用した情報発信及び  
周遊モデルルート策定業務  
企画公募型コンペティション 仕様書

令和元年7月

鹿児島県・沖縄県

## 1 委託業務名

「メディア等を活用した情報発信及び周遊モデルルート策定業務」

## 2 業務の目的

鹿児島県および沖縄県では、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（以下、「奄美・沖縄」という。）を世界自然遺産登録候補地とし、令和2年（2020年）夏に世界自然遺産登録を目指している。自然環境が極めて多様かつ特異な価値を有しているとして世界自然遺産登録候補地に選定されている「奄美・沖縄」の認知度向上と魅力発信を目的に、メディアを活用した情報発信を行う。

また、登録を機に国内外から訪れる観光客が、安全かつ自然保護に配慮した周遊を出来るようモデルルートの策定を行う。

なお、本業務は、鹿児島県が観光かごしま大キャンペーン推進協議会（事務局：公益社団法人鹿児島県観光連盟）（以下、「K.P.V.B」という。）に、沖縄県が一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）にそれぞれ委託して共同で取組む『「奄美・沖縄」観光・交流連携体制構築事業』により実施するものとする。

## 3 予算額

8,000千円（税込）

ただし当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

※契約期間中途において消費税の率が改定された場合でも、上記予算額は変更しないものとする。

## 4 契約期間

契約締結の日から令和2年3月4日（水）まで

## 5 委託業務の概要

- (1) メディア等を活用した情報発信
- (2) 周遊モデルルートの策定及び紹介ツールの作成  
※周遊モデルルートの旅行商品化の促進（自由提案）
- (3) 事業完了報告書の作成

## 6 企画提案内容

本仕様書が規定する業務委託の範囲は次のとおりとする。

- (1) メディア等を活用した情報発信

世界自然遺産登録候補地である「奄美・沖縄」の認知度向上と魅力発信及び(2)で作成したルートをメディア媒体を活用して全国に発信すること。

- ・メディア媒体はTV番組とする。ただし、予算を勘案して他に効果の高い媒体があれば提案可能。
- ・番組形態（特別番組、既存番組内で特集展開など）及び番組尺などは提案すること。

ただし、「奄美・沖縄」の認知度向上と魅力発信を図りつつ策定したルートをしっかりと発信できるような番組尺にすること。内容の詳細はK.P.V.B及びOCVBと調整の上決定する。



- ・「時を紡ぐ彩の島 奄美・沖縄」Web サイト (<http://amamiryukyu.jp/>) への誘導施策を提案すること。
  - ・素材は新規撮影を基本とするが、鹿児島県、K. P. V. B、沖縄県及び OCVB が所有する素材を提供することも可。
  - ・沖縄エリア、鹿児島エリアの露出時間及び露出度は偏りがないようバランスを図ること。
- (2) 周遊モデルルートの策定及び紹介ツールの作成
- 「奄美・沖縄」の価値や魅力だけではなく、地域の自然保護に配慮した周遊モデルルートを策定し、情報発信の際に活用できるようなツールを作成すること。
- ・鹿児島エリア、沖縄エリアを効率よく周遊できるルートを複数提案すること。ただし、沖縄エリアについては沖縄島北部のルートとする。また、必ず鹿児島エリア・沖縄エリアを組み合わせたルートとする。
  - ・策定したモデルルートは旅行商品化が可能な内容とすること。
  - ・周遊モデルルートを効果的に紹介出来るようなツールを提案すること。フライヤー、ガイドブック等の媒体は問わないが、既存のパンフレット類を踏まえたデザイン及び体裁にすること。
- ※パンフレット類のデータは「時を紡ぐ彩の島 奄美・沖縄」Web サイト (<http://amamiryukyu.jp/>) 参照。
- (3) 事業完了報告書の作成 (2部)
- ・個別の実施内容や事業効果 (効果検証) とともに、業務全体の分析・報告を取りまとめること。
  - ・業務にかかった費用内訳及びその支払を証明する証憑書類 (見積書、納品書、請求書、領収書、支払証明書等根拠資料) を提出すること
- (4) 委託業務全体を統括する担当者 1 名の配置
- (5) その他、業務実施にあたり鹿児島県、K. P. V. B、沖縄県及び OCVB と協議の上、業務遂行に必要とされる業務。

## 7 成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は表 1 のとおりとする。

表 1 成果物等一覧

項目	内容
素材データ	本業務で撮影、または使用した映像のデータ
紹介ツール	5,000 部 (K. P. V. B、OCVB 各 2,500 部) 及び電子データ一式
業務完了報告書	本業務の効果を検証した報告書、データ (K. P. V. B、OCVB 各 1 部)
その他	業務実施にあたって制作した成果物 (K. P. V. B、OCVB 各 5 点) ※当該成果物の中間生成物含む

## 8 スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

- ・受託事業の実施：令和2年2月28日（金）まで実施
- ・成果物（各期報告書除く）及び業務完了報告書の提出：令和2年3月4日（水）まで

## 9 瑕疵担保責任

OCVB、K.P.V.Bへの引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

## 10 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権）を、鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県、OCVBに無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県、OCVBの承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県、OCVBの同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県及びOCVB内での利用若しくは鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県又はOCVBが観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 本業務にて作成する媒体及びWEB等に使用する、鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県、OCVBが著作権を得ることができない図版及び写真については、二次使用が可能なこととする。（写真データについては電子納品をし、鹿児島観光情報Webサイト「かごしまの旅」及び沖縄観光情報Webサイト「おきなわ物語」への掲載及び鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県、OCVBが認める他の媒体での使用が可能であるもの）
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開が出来ないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

## 11 注意事項

- (1) 提案企画の中でK.P.V.B又はOCVBが行なう業務がある場合は、企画書に明確に明記すること
- (2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。
- (3) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。

- (5) 掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正（情報内容の確認）を行い、必要に応じて K. P. V. B 及び OCVB も校正を行う。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

以上